

## 提出前チェックリスト判定式の留意点

※ オレンジセルに「×」がある場合、右側の理由が考えられます。

チェック項目	不備の理由
2 賃金改善計画について<共通>	
(2) 加算額を上回る賃金改善について(内訳)	
要件Ⅰ(処遇改善加算)【V36】が「×」の場合	賃金改善見込額【P38】が加算の見込額【P37】を上回っていません。
要件Ⅱ(特定加算)【AC36】が「×」の場合	賃金改善見込額【W38】が加算の見込額【W37】を上回っていません。
要件Ⅲ(ベースアップ等加算)【AJ36】が「×」の場合	賃金改善見込額【AD38】が加算の見込額【AD37】を上回っていません。
(3) 加算以外の部分で賃金水準を下げないことについて	
要件Ⅳ【X48】が「×」の場合	処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げないことを誓約するチェック(✓)【A48】が未入力です。
3 福祉・介護職員処遇改善加算の要件について	
(1) 賃金改善を行う賃金項目及び方法	
賃金改善を行う賃金項目及び方法【AJ53】が「×」の場合	「賃金改善を行う賃金項目及び方法」で記入・選択が必要な欄に未記入があります。
(2) キャリアパス要件	
キャリアパス要件Ⅰ【AJ65】が「×」の場合	「該当」がチェックされていません。
キャリアパス要件Ⅱ【AJ70】が「×」の場合	「該当」がチェックされていないか、「具体的な取組内容」で記入・選択が必要な欄に未記入があります。
キャリアパス要件Ⅲ【AJ79】が「×」の場合	「該当」がチェックされていないか、「具体的な仕組みの内容」のいずれも選択されていません。
4 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の要件について	
(1) 特定加算のグループごとの配分要件	
②特定加算による平均賃金改善額	
(ア) 特定加算による賃金改善を実施する範囲【AJ97】が「×」の場合	「賃金改善を実施するグループ」の選択方法が不適切(Aグループ、Bグループのいずれにもチェックがない)です。
(ウ) 特定加算による賃金改善額のグループごとの配分比率 要件Ⅴ【AJ99】が「×」の場合	Aグループ、Bグループのいずれかの配分比率が未入力か、配分比率が「A>B」になっていません。

チェック項目	不備の理由
(ウ) 特定加算による賃金改善額のグループごとの配分比率 要件VI【AJ100】が「×」の場合	次のいずれかになっています。 ・Bグループ、Cグループのいずれの平均賃金欄が空欄のとき、BまたはCの配分比率が未入力か、配分比率が「BがCの2倍以上」になっていません。 ・Bグループ、Cグループのいずれかの平均賃金に未入力があるか、「Cの平均賃金がBの平均賃金以下」になっていません。 ・AまたはCの配分比率が未入力か、配分比率が「AがCの2倍以上」になっていません。
(キ) 特定加算による賃金改善の対象とするその他の職種 (C) のうち、改善後の賃金が最も高額となる者の賃金の見込額(年額) 要件VII【AF104】が「×」の場合	(C) の職員のうち改善後の賃金が最も高額となる者の賃金【Y104】が440万円を超えています。
(ク) 経験・技能のある介護職員 (A) のうち賃金改善額が月額平均8万円以上又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者の数	(A) のうち賃金改善額が月額平均8万円以上又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者の数が加算を取得した事業所の数を下回っており、「設定できない事業所があった場合その理由」欄にチェック(✓)がありません。
(ケ) 本計画書(別紙様式2-3)で特定加算の取得を届け出た事業所数 要件VIII【AF105】が「×」の場合	
(2) 賃金改善を行う賃金項目及び方法	
賃金改善を行う賃金項目及び方法【AJ115】が「×」の場合	「賃金改善を行う賃金項目及び方法」で記入・選択が必要な欄に未記入があります。
経験・技能のある障害福祉人材(A)の考え方(4(1)②で(A)にチェック(✓)がない場合その理由)【AJ117】が「×」の場合	特定加算を(A)の職員に配分しないのに、その理由が記入されていません。 (注) 特定加算を算定しない場合は「×」のままでも結構です。
(3) 見える化要件について【AJ126】が「×」の場合	実施する周知方法が未入力です。
5 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の要件について	
(1) ベースアップ等加算の配分要件	
②ベースアップ等による賃金改善の見込額	
福祉・介護職員欄の「うち、ベースアップ等による賃金改善の見込額」要件IX【AF140】が「×」の場合	介護職員について、ベースアップ等2/3以上の要件を満たしていません。
その他の職種「うち、ベースアップ等による賃金改善の見込額」要件IX【AF143】が「×」の場合	その他の職種について、ベースアップ等2/3以上の要件を満たしていません。

チェック項目	不備の理由
(2) 賃金改善を行う賃金項目及び方法 【AJ148】が「×」の場合	「賃金改善を行う賃金項目及び方法」で記入・選択が必要な欄に未記入があります。
6 職場環境等要件について<処遇改善加算・特定加算> 【AJ164】が「×」の場合	次のいずれかになっています。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 処遇改善加算のみ取得する場合→全体で1つ以上の取組が選択されていません。</li> <li>・ 特定加算も取得する場合→6区分ごとにそれぞれ3つ以上の取組が選択されていません。</li> </ul>
7 要件を満たすことの確認・証明<共通> 【AJ194】が「×」の場合	次のいずれかになっています。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 処遇改善加算Ⅰ又はⅡを取得する事業所がある場合→チェックが入っていない項目があります。</li> <li>・ 処遇改善加算Ⅰ又はⅡを取得する事業所がない場合→「キャリアパス要件Ⅱの資質向上の目標及び具体的な計画」以外でチェックが入っていない項目があります。</li> </ul>